

II. 個別規約 - DX 人材育成パック

この個別規約（以下「DX 人材育成パック個別規約」といいます）は、ALL DIFFERENT サービス利用規約の一部です。当社のサービスのうち、「DX 人材育成パック」の利用に際しては、一般規約に加えて DX 人材育成パック個別規約が適用されます。

第1条 適用

1. DX 人材育成パック個別規約は、DX 人材育成パックの提供条件及び DX 人材育成パックの利用に関する当社とお客様との間の権利義務関係を定めることを目的とし、当社とお客様との間の DX 人材育成パックの利用に関わる一切の關係に適用されます。
2. DX 人材育成パック個別規約又は一般規約の内容及び DX 人材育成パックの利用について当社が別途定める条件と、「Aidemy Business」に関するアクセンチュア株式会社の利用規約等その他の説明等とに矛盾抵触する内容がある場合は、前者が優先して適用されるものとします。

第2条 用語の定義

DX 人材育成パック個別規約における主な用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとします。

- (1) 「Aidemy Business」とは、アクセンチュア株式会社が提供する学習用ソフトウェアサービスをいいます。
- (2) 「正社員」とは、パートタイマー、アルバイト、及び派遣社員等の非正規雇用者を除く利用企業の従業員をいいます。但し、合理的な理由に基づき当社が許諾した者を含みません。

第3条 DX 人材育成パックの利用

1. 利用者は、利用企業の役員及び正社員並びに利用契約において特定された者に限りません。
2. 利用企業は、自己の責任と費用において、DX 人材育成パック個別規約の定めに従い、利用契約に定める利用者数を超えない範囲内で、利用者に DX 人材育成パックを利用させるものとします。
3. 利用企業は、DX 人材育成パック個別規約及び一般規約の内容並びに DX 人材育成パックの利用について当社が別途定める条件（当社ウェブサイト上において当社が定める事項及びアクセンチュア株式会社のウェブサイトにおいてアクセンチュア株式会社が定める事項を含みます）を利用者に遵守させるものとし、利用者のこれらへの違反について、当社に対し、全ての責任を負うものとします。
4. お客様は、次の事項を了承の上、DX 人材育成パックを利用するものとします。当社は、当該事項によりお客様に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。
 - (1) 一般規約第 10 条第 1 項及び第 16 条第 1 項各号に掲げる場合を含め、DX 人材育成パ

- ックには、当社に起因しない不具合等が生じる場合があること
- (2) 当社は、DX 人材育成パック個別規約第5条第1項に定める利用企業設備（以下、本条において同じ）に関する問い合わせ及び障害対応を行わないこと
 - (3) 映像・音響等に関するアクセンチュア株式会社の設備と利用企業設備その他の環境の差異等により、コンテンツの色調その他イメージ等に相違が生じる場合があること
 - (4) インターネット用画像について、動きの速い映像、ライトの点滅等によるエンコード時特有のブロックノイズを生じる場合があること

第4条 各種 ID の発行

1. アクセンチュア株式会社は、利用企業に対し、DX 人材育成パックを利用するための管理者権限を付与した管理者 ID（以下「管理者 ID」といいます）を発行します。
2. 利用企業は、管理者 ID を利用してパスワード設定を行った後、利用者に対し、DX 人材育成パックを利用するためのログイン権限を付与した利用者 ID（以下「利用者 ID」といいます）を、利用契約に定める利用者数を超えない範囲内で発行します。これにより、利用者による DX 人材育成パックの利用が可能となります。尚、管理者 ID 及び利用者 ID を合わせて、「ユーザーID」といいます。

第5条 設備等の準備

1. 利用企業は、利用者による DX 人材育成パックの利用に必要な通信機器、ソフトウェア、携帯端末、パーソナル・コンピュータ、その他これらに付随する設備（以下「利用企業設備」といいます）を、自己の責任と費用において全て準備し、利用者が利用可能な状態に置くものとします。又、必要な設備等が変更になった場合、利用企業はこれを承諾するものとし、同様に自己の責任と費用において全て準備し、利用者が利用可能な状態に置くものとします。
2. 利用企業は、利用企業設備のうち DX 人材育成パックの利用に際してインターネット接続が必要となるものについては、自己の責任と費用においてインターネット接続を行うものとします。
3. お客様は、プラグインソフト等のダウンロードを自己の責任で実施するものとし、その結果生じる損害についてはお客様の負担とします。
4. お客様は、DX 人材育成パックを利用する際のネットワーク設定等を自ら行うものとし、利用期間中にネットワーク環境、プロバイダーの変更等が行われた場合も同様とします。
5. 利用企業は、DX 人材育成パックを利用するにあたり必要なコンピュータセキュリティ対策（ウイルス対策を含みますが、これに限りません）を、自己の責任と費用により行うものとします。

第6条 利用料金及びその支払い等

1. 利用料金は、当社が別途定めるとおりとします。
2. 利用料金は、利用契約が成立した時点で発生するものとします。尚、DX人材育成パックをお客様が実際に利用していたか否かは問わないものとします。
3. 利用企業は、次のいずれかの方法により、消費税等を加えた利用料金等その他の金銭債務を当社に支払うものとします。尚、金融機関手数料は、利用企業が負担するものとします。
 - (1) 当社が承認した金融機関口座からの口座振替
 - (2) 当社の指定する金融機関の口座へ一括で振り込み
4. 前項の支払いに関し、それぞれ次の通りとします。
 - (1) 当社が承認した金融機関口座からの口座振替とする場合
初回引落月は、当社が利用企業から預金口座振替依頼書を受領した日に応じて決定するものとします。原則として、利用開始月に初回の引き落としがされ、以後毎月、月初め1日時点でDX人材育成パックの利用を継続している利用企業を対象に、利用料金が引き落とされるものとします。但し、利用企業が利用開始月から12カ月分の月額料金を一括して前払い(以下「年一括払い」といいます)をする場合は、原則として、利用開始月に初回の引き落としがされ、以後12カ月ごとに当該月の月初め1日時点でDX人材育成パックの利用を継続している利用企業を対象に、利用料金が引き落とされるものとします。
 - (2) 当社の指定する金融機関の口座へ一括で振り込む場合
当社の請求に基づき、利用料金等を年一括払いするものとします。原則として、利用開始月に初回の請求がされ、以後12カ月ごとに当該月の月初め1日時点でDX人材育成パックの利用を継続している利用企業を対象に、利用料金が請求されるものとします。
5. 利用企業が年一括払いする場合でも、利用料金は割引されないものとします。
6. 利用企業は、利用料金の他、当社所定の手数料(明細発行手数料、金融機関口座へ振り込む方法で利用料金を支払う場合における事務手数料等)を負担するものとします。又、当社がDX人材育成パックを提供するに際し付帯経費が発生する場合、利用企業は、その実費相当額を負担するものとします。利用企業は、当社が定める支払い条件に従い、それらを支払うものとします。
7. 当社は、利用契約成立後のお客様によるDX人材育成パックの利用の有無、利用契約に定めた利用者数の減少、最短利用期間満了前の利用中断、利用料金の支払い後(年一括払いの場合も含む)の解約又は解除等理由の如何を問わず利用料金を返金しないものとします。
8. DX人材育成パックの利用に係る利用企業の一切の債務は、解約又は解除等理由の如何を問わず利用契約が終了した場合においても、その債務が履行されるまで消滅しない

ものとし、未払いの利用料金その他の金銭債務を含みます。

9. 当社は、利用企業への事前の告知をもって利用料金を変更できるものとし、利用企業はこれを承諾するものとし、当社は、当社ウェブサイト等で当該告知を行うものとし、
10. 利用企業は、利用契約に定めた利用者数が増加した場合、当社が別途定める追加の利用料金を支払うものとし、
11. 利用企業と金融機関の間で利用料金その他の債務を巡って紛争が発生した場合、当該当事者間で解決するものとし、当社は一切責任を負わないものとし、

第7条 利用期間

1. 利用期間は、利用契約に定めるものとし、
2. 利用期間は、いかなる場合も延長されないものとし、
3. 利用契約が解約又は解除等理由の如何を問わず終了した場合、当社によるお客様に対する DX 人材育成パックの提供は終了するものとし、

第8条 サービスの内容の変更、終了

1. 当社は、アクセント株式会社「Aidemy Business」の内容を変更し、又は提供を終了した場合、お客様に対する事前の告知をもって、DX 人材育成パックの仕様の変更、部分的な改定又は廃止等、DX 人材育成パックの内容の変更又は DX 人材育成パックの提供の終了をすることがあり、お客様は、これを承諾するものとし、但し、緊急を要する場合又は事前の告知がなくとも大きな支障が生じない場合、当社は、事前の告知をせずにこれらの措置をとることができるものとし、
2. 当社は、前項に基づく DX 人材育成パックの内容の変更又は DX 人材育成パックの提供の終了により、お客様及び第三者が被った損害について、一切責任を負わないものとし、

附則

「Ⅱ. 個別規約 - DX 人材育成パック」は、2025 年 10 月 14 日から実施する。

2026 年 6 月 1 日改定